

6月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

皆様もご承知のとおり、去る5月26日および27日に、三重県志摩市におきまして、8年ぶりに我が国が議長国となります主要国首脳会議、いわゆる伊勢志摩サミットが開催され、地球規模の経済的・政治的な主要課題への対処について話し合いが行われました。

とりわけ、世界経済の成長に向け、熱心に議論がかわされ、27日に採択されました首脳宣言におきましては、世界経済の状況について、回復は続いているが、成長は引き続き緩やかでばらつきがあり、下方リスクが高まっているとの認識が示されたところであります。

こうした認識のもと、新たな危機に陥ることを回避するため、適時に全ての政策対応を行うことが明記されるとともに、財政戦略を機動的に実施し、構造政策を果敢に進めることに関し、協力して取組を強化することの重要性について合意されました。

中国経済の減速に加え、ブラジルなど他の新興国もかつての勢いがなく、力強い支え役を見失いつつある世界経済について、G7がけん引役となり、再びその成長を高めようとする意志が示されたところであります。

国においては、今回のサミットにおける議論などを踏まえ、現在消費税率の引き上げの再延長が議論されているところであり、また今後、経済成長に向けた対応が検討されていくこととなります。

本県といたしましても、県民の皆様の生活や経済状況の実勢に十分配慮しつつ、社会保障の安定財源確保や制度の充実等、今後どのように道筋をつけて社会保障と税の一体改革に取り組んでいくのかなど、国の動向を十分注視しながら、本県経済の持続的な発展や雇用の維持・拡大、引いては地域の活性化につなげていけるよう、しっかりと取り組んでまいる所存であります。

また、サミット閉幕後、アメリカのオバマ大統領が、現職大統領として初めて、広島市の平和祈念公園を訪問されました。

被爆された方々などが見守られる中、原爆死没者慰霊碑に献花されたのち、約１７分間にも及ぶ演説を行われ、「核兵器なき世界の追求」について、改めて決意を示されたところであります。

併せて、この演説の中において、「いつか証言する被爆者たちの声は聞けなくなる。それでも１９４５年８月６日の朝の記憶を風化させてはならない」とも述べられております。

戦後７０年が経過した今、私たちが享受している平和と繁栄は、先の大戦における多くの犠牲の上に成り立っていることに今一度思いを致し、悲惨さを極めましたこの戦争の記憶を風化させることなく、次代を切り拓く若い世代に語り継いでいかなければならないと、その思いを強くしたところでございます。

多くの方々のご努力、ご理解とご協力の結果実現したオバマ大統領の被爆地広島への訪問、その意味を咀嚼しながら、「核兵器なき世界」、「戦争のない平和な世界」をつくるための現世代の責任をともに果たしてまいりたいと存じます。

次に、平成２８年熊本地震への対応と防災・減災対策について、申し上げます。

平成２８年熊本地震の発生から、１か月半が経過いたしました。

依然として地震活動は続いており、昨日の消防庁発表によりますと、その被害状況は、死者６９名、負傷者１，６６３名、住家被害は、全壊・半壊・一部破損を合わせますと、１１２，８４４棟にも上るとともに、被災地では、今もなお８，０００名を超える方々が、避難生活を余儀なくされておられます。

改めまして、県民の皆様とともに、今回の地震により亡くなられた方々のご遺族に対しまして、心より哀悼の意を表しますとともに、被災地が一日も早く復興し、被災された方々が住み慣れた故郷で安定した暮らしを取り戻されますよう、心からお祈り申し上げます。

本県におきましては、これまで迅速に被災地の要請に応じた支援を行うため、「平成２８年熊本地震 滋賀県災害支援本部」を設置し、関西広域連合や市町、医療機関等とも連携しながら、人的支援として、災害医療チーム、こころのケ

アチーム、避難所やボランティアセンターの運営支援職員、被災建築物応急危険度判定士や水道施設の復旧支援職員等、延べ237人の派遣を行ってきたところです。

併せまして、アルファ化米の提供や県営住宅の一時使用による避難者の受入れ、県庁舎など計22か所での義援金の受付窓口の設置を行ったほか、先月16日には、熊本県に対しまして、見舞金をお届けするなど、人的・物的両面から被災地への支援を実施しているところであります。

また、県民の皆様や県内の市町・企業・団体等におかれても、様々な支援を行っていただいているところであり、こうした支援の輪が、被災地の復旧・復興に向けた大きな力になるものと考えます。

今後とも、本県として、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

同時に、本県は、琵琶湖西岸断層帯をはじめとする多くの活断層に囲まれています。近い将来に発生することが想定される南海トラフ地震についても、本県に大きな影響が及ぶことが予測されており、これまでから、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえた地震対策を推進してきたところであります。

しかしながら、今回の地震は、複数の活断層が連動して活動するとともに、同一地域で震度7の揺れが連続して発生し、余震が広域的に頻発するなど、観測史上例のない事象が起こっております。

そうした中、県と市町との情報共有、連絡体制の確保、災害対応の拠点となる庁舎や避難所の耐震化、強い揺れが連続した場合の避難のあり方などの課題も明らかになってきたところであります。

人知の及ばぬ自然災害に係る防災対策につきましては、様々な知見や災害の教訓をもとに、不断の見直しを行うことが重要であります。

今回の熊本地震で明らかになった課題も踏まえ、本県の防災・減災対策をしっかりと検証するとともに、より一層実践的な訓練の実施に努め、危機管理センターを核とした地震対策に万全を期してまいりたいと覚悟であります。

次に、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の策定について、申し上げます。

昨年９月に公布・施行されました「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」におきましては、琵琶湖は、豊かな生態系を有し、貴重な自然環境および水産資源の宝庫である「国民的資産」と位置づけられ、その保全及び再生は、我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けとなり得る、と謳われました。

また、水質汚濁の防止や森林の整備・保全、大量繁茂する水草の除去、水産資源の回復、琵琶湖の調査研究、湖上交通やエコツーリズムなど、琵琶湖の保全再生に向けて取り組むべき具体的な項目についても幅広く盛り込まれたところであります。

さらに、去る４月２１日には、琵琶湖の保全再生施策の推進に向け、国において、「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が策定されました。

この基本方針におきましては、

- ・琵琶湖と人との「共生」
- ・琵琶湖の重要性や保全再生に対する幅広い「共感」
- ・活力ある暮らしとの「共存」
- ・琵琶湖の価値の「共有」

といった、本県が策定いたしました、琵琶湖の総合的な保全の指針であります「マザーレイク２１計画」の基本的な考え方を盛り込んでいただいたところであります。

今後、この基本方針を踏まえ、本県において、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の策定作業を進めてまいります。

琵琶湖は「いのちの源泉」であり、「祈りの聖地」であり、そして「癒しの場所」でもあります。

この琵琶湖からいただく恵沢を将来にわたって享受できる「真に自然と共生する社会のモデル」を、県を挙げてつくり、滋賀から全国に、そして世界に発信していけるよう、国をはじめ、市町、関係府県、そして住民や関係団体など、多様な主体の皆様と幅広く意見交換しながら、今年度末を目途に計画の策定を進めてまいります。

議会におかれましては、「琵琶湖保全再生対策特別委員会」を、今年度新たに

設置いただきました。

この特別委員会の場合などにおきまして、今後、検討状況等をご報告させていただきますとともに、議員の皆様方のご意見をしっかりと伺いしながら、計画を策定してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出をいたしました案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

議第１０３号は、一般会計の補正予算でございます。

国庫補助金の内示状況を踏まえまして、道路関係等の公共事業に要する経費を追加いたしますほか、平成２８年熊本地震の被災地支援に要する経費やびわこ文化公園都市における新県立体育館を核としたスポーツ・健康づくり拠点の整備に向けた造成基本計画の策定等に要する経費、また「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定に伴う広報啓発経費および自転車安全利用指導員の設置に要する経費などを追加しようとするものでございます。

これらの結果、総額で１３億８，４２７万３千円の増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第１０４号は、公の施設の指定管理者の選定について、透明性をより一層高めるよう、指定管理者選定委員会の委員構成から県の職員を除くこととするため、改正を行おうとするものでございます。

議第１０５号は、地方税法等の一部改正等に伴い、滋賀県税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

議第１０６号は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例の規定に基づく指定の申出があった特定非営利活動法人について、滋賀県税条例の規定による指定を行うため、改

正を行おうとするものでございます。

議第１０７号は、地域再生法第５条第１項に規定する地域再生計画が認定されたことに伴い、地方活力向上地域内において一定の設備を取得した認定事業者に対する県税の不均一課税について定めるため、改正を行おうとするものでございます。

議第１０８号は、公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用自動車の使用ならびに選挙運動用ビラ等の作成について公費負担することができる限度額が引き上げられたことに伴い、改正を行おうとするものでございます。

議第１０９号は、滋賀県立成人病センターに新病棟を開棟することに伴い、成人病センターの病床数を改めるとともに、使用料について、病室の種別を改めるため、改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第１１０号は、損害賠償請求控訴事件の和解について、
議第１１１号は、損害賠償の額を定めることについて、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。